

ご入居者様へ

使用規定

入居者の皆様に安全で快適な生活をしていただくための基本事項として、建物賃貸借契約書に付随した使用規定を定めております。必ずお守りください。

第1条郵便受・ネームプレートの名前表示

1. 入居後は速やかに玄関ドアの所定の位置に部屋番号と氏名を表示する。
2. 集合ポストがある場合は、それについても同様に表示する。

第2条公共料金名義登録

1. 電気、ガス・水道等の使用者名義登録を入居の3～4日以上前、遅くとも入居日までに完了するよう手続きする。

第3条ゴミ搬出の方法

1. ゴミを搬出する時は、地域のルールを守り、散乱しないよう十分注意し、ゴミ置場の美化に努める。
2. ゴミは分別のうえ指定日時に指定場所へ搬出し、搬出方法に指定のある場合（ポリバケツにて出す等）、それに従う。
3. 管轄清掃局がゴミを収集した後はゴミ置場を清掃する。
4. 粗大ゴミを出す時は、事前に管轄清掃局に連絡し、その指示に従い、責任をもって処理する。
5. ルール違反による未回収ゴミの別途処分費は、違反者の負担となります。

第4条 トイレ・ユニットバス等の使い方

1. トイレのつまり、ユニットバスの溢れ、洗濯時の水の出しっぱなし等で水が床へ溢れ出ると、床材を傷め、かなり改修費（入居者の負担となる）がかかるだけでなく、他の住居へ漏水し、多大な迷惑をかけることになる。水回りは日常の手入れを心がけ、排水状態を良くすると共に、水栓の開め忘れをしないよう注意する。又トイレには、浄化槽の故障・配管のつまり・悪臭発生等の原因になるため、水洗トイレ用トイレットペーパー以外のものを流してはならない。
2. 生理用品・ティッシュペーパー・紙おむつ・タオルの取り扱等を流すことは厳禁。
3. トイレ床面は防水処理をしていないため、水洗いは不可。
4. 浄化槽使用のマンションの場合、消臭洗剤剤（ブルーレット等）の使用は禁止。不注意による故障発生の場合は、入居者の費用負担により回復修理を行う。
5. 洗濯機を使用しない場合、洗濯機用水栓は必ず閉める。

第5条浴室の使い方

1. 浴室はカビ・給湯器具故障等の防止のため、換気にも努め、湿ったままにしておかない。
2. 給水口は時々清掃し、毛髪等でつまらせないように注意する。
3. 給湯器具は、使用方法をよく読み、無理な使用をしない。故障の場合は専門業者に修理を依頼する。
4. 給湯器具は、冬季は凍結防止のためのヒーターが作動しているため、長期不在の場合もブレーカーは必ずONの状態にしておく。

第6条台所の使い方

1. 台所はカビ・ゴキブリの発生防止のため、常に清潔にするよう心がける。
 2. 換気扇は油・ゴミを付着したままにしておく、機能が低下し、故障の原因となるため、こまめに清掃する。
 3. 排水口は時々清掃し、残飯・油（凝固した油も含む）等を流さないよう注意する。
- ### 第7条 居室の使い方
1. 当マンションは気密性が高いため、時々窓・押入を開放して風を通し、長期密閉によるカビ・ダニ・害虫・結露の発生防止に注意する。又、冷暖房器具を使用する時には、1時間に1～2回は窓を開け放って空気の入れ換えをする。冬は室内と室外との温度差により、窓ガラスに霧が発生し窓枠に溜まるので、その場合は雑巾で拭きとるよう心がける。
 2. 壁・天井等にステッカー・ポスター・フック等を貼らない。
 3. 電話コードその他のくぎ釘を貼らない。
 4. 窓手すりには植木鉢類を置いてはいけない。
 5. 玄関床面の水洗い不可。（防水処理をしていないため）

第8条 共用部分および敷地内ルール

1. 共用部分のベランダ・廊下・テラス・階段・庭等は非常時の避難通路を兼ねているため、万一に備えて私有物を置かず、常に美化に努める。
2. 空ビン・雑誌類・新聞・物置・乳母車・自転車・バイク・物干し等一切置いてはならない。
3. 駐輪場がある場合、自転車は駐輪場内に整理して並べ、玄関近くには置かない。
4. 各室前の廊下・空地は各自清掃美化に努め、専用庭については除草等も行う。
5. ベランダ・バルコニーの排水口は、つまりがあると雨量の多い時プール状態になり、オーバーフローで部屋の中に浸水する危険があるため、こまめに掃除する。
6. ベランダ・バルコニー等の床は防水シートが使用されているので、傷をつけると漏水の原因となる。よって、タバコの投げ捨て・花火等をしてはいけない。又、工具等を使う際は傷をつけぬよう注意する。
7. ベランダ・バルコニーでの喫煙は、煙が他住居に流れ込んで他の入居者の迷惑にならないよう、十分に注意・配慮する。なお禁煙物件は喫煙不可。
8. 万一に備え、消火器・避難器具の取扱い方法を確認しておく。又、避難器具の周りには物を置かず、非常の際すくに取り出せるようしておく。
9. 物干し金具には、ひもやロープ類の使用は避け、物干し架を使用する。

第9条 冷暖房器具の取付け

1. 器具取付けに際しては、外壁・内装を破損しない方法で行い、騒音・除湿液の排水・室外機等により他に迷惑をかけぬよう十分注意する。予め配管設備が施されている場合はその用法に従い、無い場合・不明の場合は事前に問い合わせる。又、退室の際は原状に戻さなければならないが、回復できない損傷がある場合、修復費用は入居者負担となる。コードレスリモコン機がある場合は、破損・紛失しないよう退室の際に返却する。

備が施されている場合はその用法に従い、無い場合・不明の場合は事前に問い合わせる。又、退室の際は原状に戻さなければならないが、回復できない損傷がある場合、修復費用は入居者負担となる。コードレスリモコン機がある場合は、破損・紛失しないよう退室の際に返却する。

第10条 防火・防火上の注意点

1. 防火・防火上、各室のドア・窓・雨戸等の施錠及び火の元には各自十分注意する。
2. 長時間・短時間を問わず、外出の際は確実に施錠のうえ、火の元を全て確認し、できるだけ隣室等に声をかけて外出する。
3. 外出の際は、シャッターを閉めること。イタズラ・空巢によりサッシ・ガラスを破損された場合の交換費用は入居者負担となる。
4. 敷地内でのたき火は厳禁。
5. 万一に備え、各自1本ずつの消火器を用意することが望ましいが、外廊下備付の消火器は常に所在を確認し、盗難による紛失に気付いた時は至急連絡する。
6. 寝タバコは厳禁。

第11条 禁止事項

1. 近隣の迷惑となる行為は厳禁する。
2. 敷地内および周辺路上への不法駐車。
3. 動物の飼育又は一時的に預かる行為。（万一判明の場合は即退室しなくてはならず、内部損傷・悪臭等の損害の全ては入居者負担となる）
4. 麻雀等の賭博行為。
5. 危険物の持込。（火薬・ガソリン等）
6. 騒音。（高歌放吟・TV・ラジオ・ステレオ・楽器の演奏・ドアの開閉・階段廊下の歩行・自動車の夜間の出入り等十分注意する）

第12条 その他

1. 町会には入会する。
2. 入居者ご自身のトラブル、近隣のトラブルは極力発生しないよう注意し、万一発生した場合は、当事者で解決する。
3. 各種設備機器の故障・使用説明書等は紛失、破損、汚損しないよう保管する。
4. 退室の時は、転居先を旧住居の管轄郵便局へ届ける。（特記事項）
1. 新築物件の場合、近隣住民との相互プライバシー保護のため、一部の窓がくもりガラスになること、開放廊下・バルコニー・窓等に目隠し板等が設置されることがあります。
2. 地域によっては電波障害によりテレビの映りが悪いところがあります。

以上

ご入居案内

快適にお住まいいただくためのご案内となります。ご入居前にご確認いただけますようお願いいたします。

電気 ・2016年4月1日から、電力自由化が開始しました。
・電力供給会社をお選びいただき、**ご入居前に使用開始手続き**をしてください。契約手続きを行わないと電気が点かない場合がございます。

ガス ・2017年4月1日から、ガス自由化が開始しました。
・都市ガスが供給されているエリアの物件が対象です。LPガス物件では、個別の切り替えはできません。
・都市ガス・LPガス共に事前にガス会社へご連絡の上、開栓してください。ガスの開栓は、指定日にご入居者様立会いの上、ガス会社係員にて開栓する必要があります。
・管轄ガス会社へのご連絡又は管轄ガス会社ホームページから、使用開始手続きをしてください。

水道 ・水道は元栓が閉まっていることがありますので、メーターボックス内にあるバルブを充分に回して開栓してください。メーターボックスの蓋を開けると部屋番号が記されていますので、確認してください。（部屋番号を間違わないようご注意ください。）
・管轄水道局へのご連絡又は管轄水道局ホームページから、使用開始手続きをしてください。（当社が水道料金定額又は検針徴収する場合は、手続き不要です。）

電話 ・最寄りのNTT（116）で移設手続きをしてください。設置工費はご入居者様負担となります。
・電話番号が確定いたしましたら、当社へ必ずご連絡ください。

ゴミ ・指定収集日の定刻までに、所定の場所へお出ください。
・収集日・分別方法は市区町村によって異なります。（市区町村のホームページやパンフレット等でご確認ください。）※西日本エリアでは、行政ではなく業者がゴミを収集している場合がございます。
・正しく分別されていなかったり、収集日以外に出されると、回収されません。

郵便受 ・集合ポストの暗証番号は、ご契約時にお渡しの「受領証兼確認書」に記載がございますので、ご確認ください。
・郵便物のつまり又はネームプレートが右側にしていると、開錠できない場合がございますので、あわせてご確認ください。

鍵 ・**鍵はご入居者様の責任において管理をお願いします。（当社では鍵の保管はしていません。）**
・鍵を紛失された場合は、鍵の専門業者を紹介させていただきます。
・開錠作業に伴う実費はご入居者様のご負担となります。（錠前の種類や状況にもよりますが、約1～3万円前後になります。）
・玄関ドアの仕様により、開錠ではなく、破錠になる場合もございます。
・防犯対策上や破錠に伴い鍵自体を交換する場合は、開錠・破錠の費用以外に暫定鍵の取付け費用および新錠への交換費用も別途ご負担いただきますのでご了承ください。

その他 ・**入浴剤についてのご注意**（お湯張り・追い焚き機能付きお風呂の場合）
・硫酸・酸・アルカリ・塩分を含んだ入浴剤や洗剤、泡の出る入浴剤、薬草入り入浴剤は使用しないでください。給湯器が故障する場合がございます。

当物件でのインターネット利用について

当物件でインターネットをご利用いただく方法をご案内申し上げます。

■ADSLをご利用の場合
電話回線を利用する接続方法です。
所有者の承諾が不要ですので、速やかな導入が可能です。
契約内容や料金体系につきましては販売店やプロバイダーにご確認ください。
なお、導入にあたりMDF（主配線盤）内の工事作業が必要となります。
建物によってはMDFが施錠されている場合やMDFが管理人室内にある場合もございますので、工事日程が決まりましたら、事前にMy Concierセンターまでご連絡をお願いいたします。
※**工事日前日及び当日の開錠依頼は受けられない場合もございます。**

■ケーブルテレビ（CATV）をご利用の場合
建物にインターネット対応CATVが導入されている場合、ご利用が可能です。
所有者の承諾は不要です。又、MDF内工事不要ですので、当社への事前連絡も不要です。（但しCATV会社による宅内工事は必要です。）
契約内容や料金体系につきましてはCATV会社までご確認ください。建物のCATV導入状況につきましては、ご契約の代理店もしくはMy Concierセンターまでお問い合わせください。

■光回線をご利用の場合
建物にマンションタイプが導入されている場合と導入されていない場合で手続きが異なります。
マンションタイプ導入済み建物の場合
取扱業者に連絡いただき、引込の手続きをお願いいたします。
所有者の承諾は不要ですが、MDF内工事が必要になる場合がございます。
マンションタイプ未導入建物の場合
戸別の引込工事が必要となります。**引込には所有者・管理会社の承諾が必要です。**
通信業者による現地事前調査が必要な場合がございます。

◆インターネットご利用のお問い合わせ・お申し込みはこちら◆
My Concier インターネットご案内センター
TEL：0120-979-231
受付時間 11：00～21：00（土日祝日も受付しています）

旭化成不動産レジデンス株式会社
（24時間受付）



My Concier センター
関東 0120-357-085
西日本 0120-329-300